

議案第 28 号

甲府市特別会計条例の一部を改正する条例制定について
甲府市特別会計条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 27 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市特別会計条例の一部を改正する条例

甲府市特別会計条例（昭和 39 年 4 月条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条に次の 1 号を加える。

- (13) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 母子父子寡婦福祉資金貸付事業
附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

中核市に移行するため、母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき、母子父子寡婦福祉資金の貸付けに係る特別会計を設置するについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。